新型インフルエンザ等対策推進会議（第15回）
（令和６年12月４日）
資料５

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

国際保健規則（IHR）(2005) の改正について

厚生労働省 大臣官房国際課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国際保健規則（International Health Regulations）

- WHO憲章第21条に基づいて採択された規則
- 目的：国際交通及び取引に対する不要な阻害を回避し、疾病の国際的拡大を防止、防護、管理する。
- 全てのWHO 加盟国と未加盟の2か国の計196か国が対象
- 現在の規則は2005年に全面改正、2007年に発効

※注1：加盟国は発効までの間に、規則の一部または全体に対する留保または拒否を表明することができる。

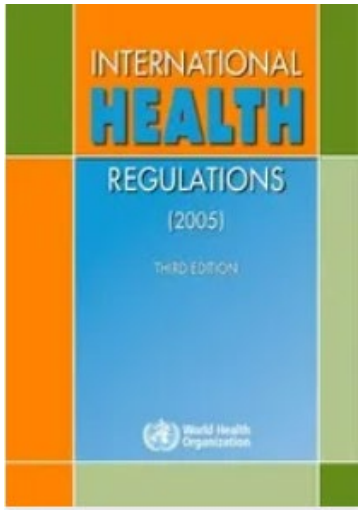

- 2005年の改正では、各国が構築すべき基本的能力（コアキャパシティ）※2が新たに定められた。

※注2：空港、湾港及び陸上越境地点における日常の衛生管理等及び緊急事態発生時の対応等に関して、各国が整備すべき基本的能力

WHO憲章　第二十一条
保健総会は、次の事項に関する規則を採択する権限を有する。
(a) 疾病の国際的まん延を防止することを目的とする衛生上及び検疫上の要件及び他の手続
(b) 疾病、死因及び公衆衛生業務に関する用語表
(c) 国際的に使用される診断方法に関する基準
(d) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の安全、純度及び効力に関する基準
(e) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の広告及び表示

IHRの改正について

１　概要

- コアキャパシティを十分に満たしていると評価されていた先進国であっても、新型コロナウイルス感染症の流行下では、甚大な影響を受けた。
- こうした各国の新型コロナウイルス感染症対応における教訓を踏まえ、2020年以降、WHOの各委員会等において議論が行われ、**2024年６月、第77回WHO総会においてIHRの改正案が採択**された。
- なお、当該改正案は、改正の採択に関する通報の日から12か月後に効力が生じるため、2025年９月19日に発効する。

２　主な改正内容

- **「パンデミック緊急事態（Pandemic emergency）」の定義を新たに規定**
  - 従来のPHEIC※の定義に加えて、「①地理的広範囲に感染が拡大し、②国内の保健システムの対応能力を超える又は超える高いリスクがあり、③国際交通・貿易を含む実質的な社会経済的破綻が起こりえる場合であり、かつ　④政府及び社会全体のアプローチを通したより強固な国際的協働が求められる状況」を「パンデミック緊急事態」とする。
  - PHEICを決定する従来の手続に加えて、検証している事象が、「パンデミック緊急事態」にも該当するか否かについて、専門家の意見等を踏まえて事務局長により判断される。（※ Public Health Emergency of International Concern: 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）
  - 該当する場合、従来のPHEICと同様に、法的拘束力のない勧告（Recommendations）が発出される。

- **「IHR実施のための委員会」の設置**
  - 健康危機への予防、備え及び対応のためには、コアキャパシティを満たすことも含め、参加国がIHR上の義務を果たし、確実に実施していくことが重要なため、これに関する課題を参加国同士で共有し、解決に向けて議論を行う「IHR実施のための委員会」が設置される。

- また、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、**公平性がIHRの原則に新たに加わり、**「パンデミック緊急事態」を含むPHEIC発生時には、医薬品等へのアクセスを促進するための協力を強化する内容が新たに盛り込まれた。

- その他、原因不明な事象を含むリスクの高い事象に関する国家間及び国家とWHOとの間の情報共有の強化や、国際クルーズ船をはじめとした輸送機関におけるより効果的な**保健上の措置の実施を目的とする規定が**盛り込まれた。

詳細：https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF14-en.pdf